

# 1 教育方針

- 日本国憲法・教育基本法等関係法令及び県・市の教育方針に基づき、教育の中心に子どもを据え、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子供を育成する。
- ふるさとの素材・人材を生かした教育を推進し、ふるさとへの愛着と誇りを育む。
- 予測困難な未来を生き抜く力と将来ふるさとに貢献する人材の育成を目指す。

